

平成 27 年 第 1 回定例会
基地対策特別委員会資料

平成 27 年 2 月

経営企画部基地対策課

平成27年第1回定例会 基地対策特別委員会 資料一覧

○交流と苦情

概要	年月日	頁
イケゴヒルズでの親善交流の状況	平成26年11月1日～27年1月31日	1～3
苦情の受付	平成26年11月7日～27年2月23日	4

○入居者関連

概要	年月日	頁
池子住宅地区関係者交通事故一覧	平成26年11月1日～27年1月31日	5～6

○国等との協議・面談

年月日	概要	相手方	頁
平成26年11月27日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産の一時使用許可通知について	南関東防衛局長	7
平成26年12月11日	約40ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼	神奈川県知事	8
平成26年12月11日	約40ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼	南関東防衛局長	9
平成26年12月17日	約40ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼	米海軍横須賀基地司令官	10
平成27年1月28日	池子住宅地区におけるペイントボール場の移設時期について	南関東防衛局企画部長	11～12
平成27年2月17日	局長感謝状について	南関東防衛局長	13

○逗子市池子接收地返還促進市民協議会

年月日	概要	頁
平成26年12月18日	平成26年度第2回役員会	14～25
平成27年2月19日	国への要請活動	—

○池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会

年月日	概要	頁
	開催なし	—

○逗子市池子米軍家族住宅建設事業に係る渉外調整委員会

年月日	概要	頁
	開催なし	—

○その他

概要	頁
池子遺跡群資料館入館者数(～11/30)	26
共同使用に関する協定書(11月21日署名)	27～37
共同使用公園の管理運営のための覚書(11月26日署名)	38～54

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成26年11月1日～平成27年1月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H26/11/ 1	逗子市陸上競技協会親善交流	
H26/11/ 1	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/ 1	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/ 1	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/ 2	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/ 2	リトルリーグ秋季関東選手権大会開催	
H26/11/ 3	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/ 3	リトルリーグ秋季関東選手権大会開催	
H26/11/ 6	逗子開成中学校・高等学校陸上部との親善交流	
H26/11/ 8	逗子市陸上競技協会親善交流	
H26/11/ 8	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/ 8	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/ 8	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/ 9	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/ 9	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/ 9	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/11	逗子日米協会主催「イケゴへようこそショッピングツアー」	
H26/11/12	逗子日米協会との昼食会	
H26/11/12	逗子ほととぎすとのグランドゴルフ交流	
H26/11/13	逗子開成中学校・高等学校陸上部との親善交流	
H26/11/15	逗子市陸上競技協会親善交流	
H26/11/15	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/15	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/15	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/16	流鏝馬と武者行列に池子支所から招待参加。武者行列に武者姿8名が参加。	
H26/11/16	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/16	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/16	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/19	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/20	逗子日米協会主催「逗子市内商店会のガイドツアー」	

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成26年11月1日～平成27年1月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H26/11/20	逗子開成中学校・高等学校陸上部との親善交流	
H26/11/22	逗子市陸上競技協会親善交流	
H26/11/22	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/22	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/22	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/23	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/23	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/23	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/24	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/24	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/24	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/11/26	逗子ほととぎすとのグランドゴルフ交流	
H26/11/26	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/27	逗子開成中学校・高等学校陸上部との親善交流	
H26/11/29	逗子市陸上競技協会親善交流	
H26/11/29	逗子オールZとのサッカー交流	
H26/11/29	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H26/11/29	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H26/12/ 1	イケゴのクリスマスツリー点灯式に、逗子日米協会会員が招待参加。	
H26/12/ 9	逗子日米協会主催「イケゴへようこそショッピングツアー」	
H26/12/ 9	米海軍横須賀基地司令部主催ツリーフェスティバルのお披露目に逗子日米協会が参加。	
H26/12/10	逗子日米協会との昼食会	
H26/12/11	イケゴ小学校4年生（60名）が老人ホームせせらぎを訪問し、クリスマスソングを披露。	
H26/12/13	逗子日米協会主催「クリスマスツリー観賞会&昼食会」が横須賀ベース基地内で行われ、30名が参加。	
H27/ 1/ 5	逗子市賀詞交換会に米海軍司令官、米海軍横須賀基地司令官が招待参加。	
H27/ 1/ 9	逗子日米協会主催「鎌倉初詣ツアー」	
H27/ 1/10	逗子市の消防出初式に池子支所長らが招待参加。	
H27/ 1/13	逗子日米協会主催「イケゴへようこそショッピングツアー」	
H27/ 1/21	逗子日米協会との昼食会	
H27/ 1/28	逗子警察署の武道始式に米海軍横須賀基地の警備担当や池子支所長らが招待参加。	

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成26年11月1日～平成27年1月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H27/ 1/31	池子の森自然公園開園式典に米海軍横須賀基地司令官、池子支所長が招待参加。米海軍第7艦隊バンドも演奏を披露。	

* ここで提示する親善交流は池子住宅地区の責任者に確認した資料をまとめたもの。

* 市で受付した項目については備考欄に○。

合計 61件

苦情の受付

平成26年11月7日～平成27年2月23日まで

受付年月日	内 容
H26/11/21	池子住宅地区正面ゲート出入り口の騒音に関する苦情

池子住宅地区関係者交通事故一覧 平成26年11月1日～平成27年1月31日

人身事故

1 平成27年 1月15日 午後5時19分頃	事 故 形 態	日普通乗用車（甲）対米自転車（乙）
	場 所	沼間3-16-18
	事 故 状 況	側面衝突
	第2当事者の状況	重傷（指骨折）

合計 1件

池子住宅地区関係者交通事故一覧 平成26年11月1日～平成27年1月31日









物件事故

1	平成26年11月 4日 午後6時45分頃	事 故 形 態	米普通乗用車（甲）対日普通乗用車（乙）
		場 所	沼間5丁目
		事 故 状 況	追突
2	平成26年11月26日 午前9時28分頃	事 故 形 態	米普通乗用車（甲）対日自転車（乙）
		場 所	桜山4-8-44
		事 故 状 況	接触
3	平成26年12月 4日 午後4時40分頃	事 故 形 態	米普通乗用車（甲）対日普通乗用車（乙）
		場 所	沼間3-16-8
		事 故 状 況	接触
4	平成26年12月 6日 午後5時45分頃	事 故 形 態	日普通貨物（甲）対米普通乗用車（乙）
		場 所	池子3-14-12
		事 故 状 況	接触

合計 4件








面 談 記 録

平成 26 年 11 月 27 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	係 長	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産の一時使用許可通知について					
日 時	2014 年（平成 26 年）11 月 27 日（木） 15:00～15:15					
場 所	市役所市長応接室					
相手方（出席者）	南関東防衛局丸井局長、武田管理部次長、藏本企画部地方調整課長、山本地方調整課基地対策室係長、赤城同係長					
市 側（出席者）	平井市長、小田副市長、平野経営企画部長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>南関東防衛局丸井博局長が、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産の一時使用許可通知のため来庁したもの。</p> <p>局長： 平成 23 年 10 月に市から申請のあった「池子住宅地区及び海軍補助施設」の約 40 ヘクタールの土地等の共同使用について、本日、提供国有財産等一時使用許可を発出し、先般の三者協議会で確認したとおり、来る 11 月 30 日から共同使用を開始できる運びとなった。 これをもって、他に例を見ないような素晴らしい形での共同使用が可能となることとなり、私としても、逗子市民と米軍人及びその家族が共に楽しむ公園として、より一層の日米交流が図られるのではないかと期待に胸を膨らませているところである。 局としては、引き続き、市との緊密な連携を維持してまいりたいと考えており、今後ともよろしく願います。</p> <p>市長： 本日はお忙しいところご来庁いただき、感謝する。 11 月 30 日からの一時使用許可をいただき、来年 2 月の池子の森自然公園の開園が確実なものとなった。これまでの南関東防衛局を始め防衛本省及び米側の御協力に心より感謝申し上げます。 市としては、市民に喜んで利用していただける公園となるよう、まずは 2 月 1 日の公園開園と 1 月 31 日のオープニングイベントに向け、しっかり準備してまいりたい。また親善交流についてもしっかり取り組み、今後の日米交流に資するような公園を目指してまいりたい。 局におかれては、引き続き財政支援について、ご協力をよろしく願いたい。</p> <p>局長： 厳しい財政状況ではあるが、局としても、できるだけ協力させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>					









面 談 記 録

平成26年12月12日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長						
件 名	約40ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼					
日 時	2014年(平成26年)12月11日(木) 16:45~16:55					
場 所	知事応接室					
相手方(出席者)	神奈川県 黒岩知事、黒川副知事、太田政策局参事監兼基地対策部長、井上基地対策課長					
市 側(出席者)	平井市長、小田副市長、平野経営企画部長、芳垣経営企画部参事					
記 録 者	芳垣経営企画部参事					
内 容	<p>池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産(約40ヘクタールの土地等)の共同使用開始にかかるお礼に、神奈川県 黒岩知事、黒川副知事を訪問したものを。</p> <p>市長：池子住宅地区及び海軍補助施設の約40ヘクタールの土地等について、11月30日に共同使用が開始された。この間、県にはご支援をいただき、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>現在、1月31日の池子の森自然公園オープニングイベントと、2月1日からの運動施設の利用開始に向けた準備を進めているところである。オープニングイベントでは、特別ゲストとして為末大氏にランニングイベントで市民と一緒に走っていただける予定である。</p> <p>知事：市の念願が叶い、県としても大変良かったと思っている。緑地エリアについては、いつ頃のオープンを予定しているのか？</p> <p>市長：来年秋頃のオープンを目指して、準備を進めている。緑地エリアには今後子ども遊び広場やアーチェリー場などを整備したいと考えており、国の財政支援をお願いしている。</p> <p>共同使用地については、次のステップとして返還が目標となるので、県には引き続きのご支援をお願いしたい。</p> <p>知事：県としても、できる限り協力したい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>					









面 談 記 録

平成 26 年 12 月 12 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	約 40 ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼					
日 時	2014 年（平成 26 年）12 月 11 日（木） 17:15～17:30					
場 所	南関東防衛局 局長室					
相手方（出席者）	南関東防衛局 丸井局長、竹中局次長、伊藤企画部長、長谷川管理部長、堀内企画部次長、蔵本地方調整課長					
市 側（出席者）	平井市長、小田副市長、平野経営企画部長、芳垣経営企画部参事					
記 録 者	芳垣経営企画部参事					
内 容	<p>池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産（約 40 ヘクタールの土地等）の共同使用開始にかかるお礼に、南関東防衛局 丸井博局長を訪問したものを。</p> <p>市長：本日は、池子住宅地区及び海軍補助施設の約 40 ヘクタールの土地等の共同使用を開始できたことのお礼に伺った。11月30日に現場に行き、米軍のゲートが移設されたのを見て、ようやくここまで来たと感じた。これまでの国のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>現在、来年1月31日の池子の森自然公園オープニングイベントと2月1日からの運動施設の利用開始に向け、準備を進めているところであるが、引き続き貴局のご協力とご支援を必要としていることもあるので、今後ともよろしく願いたい。</p> <p>局長：今般、予定どおりに共同使用を開始することができ、当局としても大変嬉しく感じている。今後ともよろしく願いたい。</p> <p>オープニングイベントには、できるだけ多くの方が参加されると良いと思っている。</p> <p>当局としても、今回の共同使用を契機に、逗子市において日米交流事業を実施できればと考えており、今後、調整させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>					








面 談 記 録

平成 26 年 12 月 17 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	約 40 ヘクタールの土地等の共同使用開始にかかるお礼					
日 時	2014 年（平成 26 年）12 月 17 日（水） 13:30～14:00					
場 所	米海軍横須賀基地司令部					
相手方（出席者）	デイビッド T. グレニスタ米海軍横須賀基地司令官、清水米海軍横須賀基地民事部長					
市 側（出席者）	平井市長、小田副市長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>共同使用の開始について、米軍の協力に対するお礼のため米海軍横須賀基地グレニスタ司令官を訪問したもの。</p> <p>市長： 共同使用が開始したことについてお礼に伺った。長期間にわたり、司令官始め、多くの関係者の皆さまにご尽力いただいたことに、大変感謝している。</p> <p>司令官： 共同使用を実現するために、逗子市、米海軍が協力できたと考える。共同使用が逗子市民の皆さまのためになることを願う。</p> <p>市長： 昨日は報道関係者に共同使用地を公開したが、各社好意的に受け取られたようだ。今週末にはオープンデー、1月31日には、開園式典を開催する。開園式典ではいろいろなイベントを企画しており、家族住宅居住者の皆さまにもぜひご参加いただきたい。 また、国際交流については市の総合計画にも位置付けることとしており、家族住宅居住者との親善交流についてもこれまで以上に推進していきたい。家族住宅居住者の皆さまがいろいろなイベントに気軽に参加し、市民との交流が図れるような仕組みを考えていきたい。</p> <p>司令官： 日本の皆さまとの交流は、私たちにとっても大変貴重な経験になる。ぜひ一緒に交流を推進していきたい。 オープニングイベントについても、ぜひ周知させていただく。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>					

面 談 記 録








2015年（平成27年）1月28日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長						
件 名	池子住宅地区におけるペイントボール場の移設時期について					
日 時	2015年（平成27年）1月28日（水） 16:00～16:20					
場 所	市役所市長応接室					
相手方（出席者）	南関東防衛局 伊藤企画部長、山口地方調整課基地対策室長、赤城基地対策室係長					
市 側（出席者）	小田副市長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>池子住宅地区におけるペイントボール場の移設時期について、南関東防衛局伊藤企画部長が来庁したもの。</p> <p>企画部長：「池子住宅地区及び海軍補助施設」の約40ヘクタールの土地等の共同使用に伴うペイントボール場の移設の時期について、ご説明に伺った。</p> <p>昨年10月10日、ペイントボール場の移設予定地における不発弾の発見等に伴う日米合意の変更についてご説明に伺った際に、不発弾の発見に伴い一時中断しているペイントボール場の移設工事の完了までには、工事再開後約3カ月程度を必要とする見込みである旨お伝えしたところである。</p> <p>その後、昨年10月末に不発弾処理を完了し、11月初めから移設工事を再開したが、冬期の芝張りとなったことや、芝張り後の気候の影響もあり、約2カ月の養生期間を経た現在、芝の根付き等が期待していたほど十分な状況となっていない。</p> <p>米側としては、安全性の確保や維持・管理上の観点から、現状は、ペイントボール場としての使用に耐え得るだけの十分な状態とは言えないので、今後、気候が暖かくなり、芝の根付きの状況を見ながら、移設時期を見定めたいとの意向を示している。</p> <p>このため、局としては、気候が暖かくなり、芝生が根付くのを待ってから、新設ペイントボール場へ移設を行うことはやむを得ないと考えており、それまでの間、米側が共同使用区域内の既設ペイントボール場を使用することについて、是非ともご理解いただけるようお願いする。</p> <p>副市長： 前回のご説明を受け、近いうちにペイントボール場の移設が行われると認識していたので残念だ。暖かくなって芝生が根付くというのは、具体的にはいつ頃を想定されているのか。</p>					

内 容	<p>企画部長： 造園業者からは、概ね6月であれば芝生は安定していると聞いているところであるが、今後の気候の状況によるため、一つの目安として認識していただきたい。</p> <p>いずれにしても、今後の芝の生育状況を注視しつつ、具体的な時期の見通しがついた時点で、改めてお伝えさせていただきたい。</p> <p>副市長： 移設時期の見通しについては、改めてご連絡いただけるということで、本日の説明については承知した。</p> <p>緑地エリアの市民利用の開始は、秋以降を予定しており、これには影響のないようお願いしたい。</p> <p>また、スポーツエリアは2月1日より開園することから、安全対策については引き続きよろしく願います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--

面 談 記 録

平成 27 年 2 月 17 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
	欠					
合 議 秘書広報課長 						
件 名	局長感謝状について					
日 時	2015 年（平成 27 年）2 月 17 日（火） 15:00～15:15					
場 所	市役所市長応接室					
相手方（出席者）	南関東防衛局丸井局長、山口基地対策室長、白石総務課長補佐、井波横須賀防衛事務所長、佐々木人事係長					
市 側（出席者）	平井市長、平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>南関東防衛局丸井博局長が、局長感謝状手交のため来庁したもの。</p> <p>局長： 本日は、池子住宅地区及び海軍補助施設にかかる重要かつ困難な諸問題の処理についてご尽力いただいたことについて、感謝状を贈呈するためにお伺いした。 引き続き、どうぞよろしく願います。</p> <p>(局長感謝状の手交)</p> <p>市長： 本日はお忙しいところご来庁いただき、感謝する。 2月1日に池子の森自然公園を開園することができ、改めてこれまでの南関東防衛局のご協力に感謝申し上げます。引き続き、財政面等のご支援をお願いする。 また、米軍家族住宅居住者との交流も進めていきたいと思っており、ご助力いただけるようお願いする。</p> <p>局長： 要望を伺い、できるだけのこををしまいたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>					

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成 26 年度第 2 回役員会会議録

日 時	2014 年(平成 26 年)12 月 18 日(木) 18:00～19:30
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	眞下会長、東副会長、高橋副委員長、徳本委員、竹山委員、山火委員、半田委員、増田委員、田倉委員、上泉委員、石井委員、佐藤委員、岡本委員、大河内委員、瀬田委員、田中委員、松倉委員、竹田委員、小原委員、伊藤委員、長沢委員、小田委員、斎藤委員、川西委員
事務局	平野経営企画部長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹
傍聴者	なし
議 題	1 池子接收地の返還運動の経緯と池子住宅地区内約 40 ヘクタールの土地の共同使用について 2 平成 27 年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について 3 平成 26 年度国への要請活動について 4 その他
配付資料	1 会議次第 2 役員名簿 3 平成 26 年度要請文「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書」（案） 4 平成 27 年度事業計画（案） 5 平成 27 年度収入支出予算書（案） 6 平成 27 年度年間活動スケジュール（案） 7 広報 12 月号同時配布チラシ 8 市民協パンフレット「市民の力で池子の森を 国営自然公園に！」 「返還の実現に向けて」

開 会

事務局： 皆様、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 2 回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で 22 名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席されていらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項により本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

当市民協議会におきましては、市民委員以外の常任委員の皆様は任期替えに伴い、新たに 11 月 18 日付で委嘱させていただいておりますが、本日は委嘱後最初の会議となりますので、ここで皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。それでは、お手元の役員名簿の順にお願いいたします。

《 名簿順に自己紹介 》

《 事務局 自己紹介 》

ありがとうございました。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

会議次第、役員名簿、資料1「平成26年度要請文『池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書』（案）」、資料2「平成27年度予算要求にかかる事業計画案（表面）」、資料3「平成27年度収入支出予算書案（裏面）」、資料4「平成27年度年間活動スケジュール（案）」、広報12月号同時配布チラシ、市民協で作成しましたパンフレット「市民の力で池子の森を 国営自然公園に！」と「返還の実現に向けて」、パワーポイント画面を印刷した「池子接收地の返還運動の経緯と池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用について」となります。以上ですが、配付洩れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、眞下会長をお願いいたします。

会 長： 皆様、本日は年の瀬のお忙しい中、逗子市池子接收地返還促進市民協議会の平成26年度第2回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、来年度の予算要求に係る当協議会の事業計画・予算案等について及び、例年当協議会が実施しております国等への要請活動について、ご審議をお願いいたします。皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

会 長： 会議の前に、お諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会 長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

会 長： それでは、議題1「池子接收地の返還運動の経緯と池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： それではパワーポイントにもとづきご説明させていただきますが、関連して事務局より一点ご報告いたします。

今年度の役員会につきましては、4月24日開催の第1回役員会において今年度の活動スケジュールとして第2回役員会を8月に開催し、池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用に向けての状況を報告する予定としておりましたが、その時点での共同使用にかかる国・米軍との三者協議の進捗の状況から開催を見送らせていただき、本日の役員会を第2回として開催させていただいております。皆様には事後報告となり、また当初の予定通りの開催となりませんでしたことを、お詫び申し上げます。

共同使用にかかるこの間の経過につきましては、のちほどご説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。この写真は、池子住宅地区の全景です。写真の右側が池子アザリエ住宅側、下が山の根側、上が横浜市側になります。今回共同使用が開始された区域は、画面手前の 400mトラックや野球場があるエリアとその左側の緑地部分を合わせた約 40 ヘクタール、赤い線で囲った部分となります。池子住宅地区は、正式名称は「池子住宅地区及び海軍補助施設」と言います。本日の説明の中では「池子住宅地区」と呼ぶことといたします。

池子住宅地区の現況をご説明いたします。所在地は、逗子市池子、久木と横浜市金沢区六浦町にまたがっており、面積は逗子市域が約 252ha、横浜市域が約 36.8ha、全体で約 288ha となっており、逗子市域では市域全体の約 14.5%を占めています。建物は 854 戸ありまして、そのうち高層住宅が 8 棟 528 戸、低層住宅が 60 棟 326 戸ございます。他に、管理事務所、消防施設、中央公共施設がございます。管理しているのは、米海軍横須賀基地司令部、使用実態は、神奈川県内の米軍施設に勤務する軍人、軍属とその家族約 3,000 人が居住しています。

次に、池子住宅地区の沿革を簡単にご説明いたしますと、昭和 13 年 3 月、旧日本海軍が軍用地として買収を開始し、弾薬庫として使用されました。その後、第 2 次世界大戦の敗戦にともない、昭和 20 年 9 月には連合軍が接收し、在日米陸軍・海軍が弾薬庫として使用してきましたが、次第に弾薬庫としては遊休化し、昭和 53 年 7 月に池子弹薬庫が閉門されました。昭和 58 年 7 月に横浜防衛施設局から市へ住宅建設の適地であるとの通知があり、池子の森に米軍家族住宅を建設する計画が持ち上がりました。昭和 59 年 6 月に市は「33 項目の条件」を付し、住宅建設受け入れを表明しました。この後、住宅建設反対運動等がおこり、長い間市を二分する「池子問題」になったわけです。こうした中、昭和 62 年 9 月国は住宅建設工事に着手し、平成 6 年 11 月に市は 33 項目を含む合意 5 項目をもって住宅建設を受け入れました。三者合意と言われております。平成 8 年 4 月には住宅の一部が完成し、320 戸の入居開始、平成 10 年 8 月には住宅建設事業が終了し、854 戸の入居が完了しました。その後、平成 16 年 10 月に横浜市域への住宅の追加建設が日米合同委員会で合意されましたが、市はこの白紙撤回を求め、いわゆる「池子の森裁判」を起こしました。東京高裁まで行きましたが、棄却されました。

共同使用の関係ですが、平成 23 年 9 月に「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地のあり方に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会」を開催し、平成 23 年 10 月には市長が南関東防衛局長へ約 40ha の土地の一時使用申請書を提出いたしました。そして、これまで共同使用について米軍、国と協議を重ねてきました結果、本年 11 月 30 日付で共同使用が開始されました。

では、ここで、池子の森の自然環境を見て行きたいと思います。これは池子住宅地区全体を上空から撮影した写真ですが、全体的に緑が豊かなのが分かります。また、共同使用地内につきましても写真のとおり、緑地エリアには池や小川もあり、自然環境の大変豊かな場所になっています。

植生ですが、主としてヤマザクラやコナラ群集やオニシバリーコナラ群集に覆われ

ており、三浦半島で一般的に見られる里山の植生を構成しており、周辺の生態系を守る上で非常に重要であると考えられています。

さらに、池子の森は生き物にとっても重要な場所となっています。この絵は「(仮称)池子の森自然公園基本計画」から抜粋したのですが、鳥類では貴重なオオタカのほか、ツバメ、メジロ等、小動物のノウサギ、ネズミ、ホタルはゲンジボタルもヘイケホタルも見られます。また、フクロウ、ホトトギス、タヌキの他、有害動物といわれるアライグマやタイワンリスも観察されていました。非常に自然豊かなことがお分かりいただけると思います。

次に文化財について、ご説明いたします。米軍住宅建設事業に先立ち、平成元年から平成6年にかけて、神奈川県立埋蔵文化財センターと、財団法人かながわ考古学財団によって発掘調査が12万㎡近く行われた結果、この場所で、古くから人間の営みが行われていたことが明らかになっています。長い間立入りが制限されていたことにより、近代の開発で破壊されることなく、多くの遺跡・遺物が非常に良好な状態で残っていました。オレンジ色の部分が発掘調査を行った個所ですが、縄文時代以前からの石器や土器が出土しておりまして、一部を池子遺跡群資料館で展示しております。

では、再び池子の森の歴史について、もう少し詳しく見て行きたいと思います。

昭和13年旧日本海軍が池子の一部を海軍用地として買収を開始、昭和18年4月、逗子町が横須賀市に強制合併されました。昭和20年8月太平洋戦争終戦、翌月連合軍が弾薬庫を接收管理しました。昭和22年11月、弾薬庫が爆発する事故が起り、日本人6名が重軽傷、周辺住民約1,000人が避難する大きな事故でした。昭和25年7月逗子町が横須賀市から分離独立、昭和29年4月15日逗子市制が施行され、今年がちょうど60周年となります。9月、市議会が「池子駐留軍接收地一部返還要請決議」を可決し、返還運動が開始されました。これに合わせて11月には、市民組織「池子接收地返還促進協議会」が結成され、返還署名運動等を開始しました。したがって、この年から池子の森の返還運動が始まったと言えます。昭和42年「池子接收地返還促進協議会」が、市民を加えた「逗子市池子接收地返還促進市民協議会」へ発展し、池子接收地一部返還促進市民大会を開催、参加者は2000人でした。

昭和47年12月20日、池子接收地のうち管理事務所として接收されていた地区約6haが第一運動公園用地として返還されました。昭和52年池子弹薬庫久木地区の一部約25,000㎡が返還され、跡地が久木中・小学校共同運動場となりました。10月には、弾薬庫から火薬が最終搬出され、昭和53年7月弾薬庫が閉門されました。その後、弾薬庫が遊休化したとして、市は返還を国に求める運動を進めていったわけであります。

ところが、昭和54年以降、池子弹薬庫跡地に米軍住宅建設計画の話が持ち上がり、国から市に、池子弹薬庫跡地が米軍家族住宅建設の適地であると通告がありました。これに対して、昭和57年市民グループ「池子米軍住宅建設に反対して、自然と子どもを守る会」通称「守る会」が結成され、返還運動を開始しております。昭和59年市は、33項目の条件を付して米軍住宅受け入れを国に回答し、その後12年にわたり、市を二分する池子問題となりました。33項目の条件は、資料でご確認ください。昭和

60年には市議会、市長のリコールの署名が開始されるなどしました。こうした中、市民協議会は昭和61年2月に活動を休止いたしました。

平成元年、国が実質的な本格工事に着手しました。平成6年、市と国が県知事の仲介により、33項目を含む5項目をもって米軍家族住宅建設に合意いたしました。三者合意といわれるものです。平成8年、池子米軍家族住宅への一部入居が開始され、当池子接收地返還促進市民協議会も活動を再開いたしました。平成10年には、池子米軍家族住宅への入居が完了し、約3,000人強の方が入居されました。

その後、「池子の森裁判」が行われましたが、最終的には東京高裁は控訴を棄却、市は上告を断念しました。

平成22年に日米合同委員会が開催され、返還までの間の約40ヘクタールの共同使用、返還協議の継続等が合意されました。平成23年9月、日米合同委員会の下部組織である「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会」が開催され、一部土地約40haの返還については引き続き日米間で協議することとし、返還までの間は共同使用すること等で、日米間の認識が一致しました。これを受けまして「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会」が設置され、共同使用の具体的なあり方等について協議を進めてまいりました。

今年6月、日米合同委員会において約40ヘクタールの共同使用が承認されました。10月27日に行われた第5回三者協議会において、南関東防衛局から11月30日共同使用開始を目途に手続きを進めていること、来年2月1日公園開園のスケジュールが確認されました。11月27日、南関東防衛局長が一時使用許可通知のため来庁し、11月30日からの共同使用開始が決定しました。11月30日午前9時を以って、米軍ゲート機能が新ゲートに移設し、共同使用が正式にスタートしました。

それでは、ここからは公園の概要を見て行きたいと思います。共同使用地の航空写真をご覧ください。手前側に400mトラック、野球場、テニスコート、その他シロウリ貝の展示施設、奥の緑地エリアには森林、芝生広場が広がっており、池もあります。スポーツ施設の400mトラックは6レーンで、真ん中は天然芝です。野球場は大、小2面あり、テニスコートは3面ございますが、共同使用ですので1面は米軍が使用し、2面を本市が使用することになります。緑地エリアにある池では水鳥やカワセミを見ることができます。池から流れ出ている小川は、久木川の上流ということになります。池の南側には芝生の広場がございます。その下の写真は、散策路になりますが、現在は倒木等がありハイキングコースのご利用はできません。また、文化財展示施設ですが、池子遺跡群資料館に出土した土器等の一部を展示しております。

最後になりますが、スクリーンでご覧いただいておりますのは、昨年3月に環境都市部が作成しました公園の整備計画の概要です。基本的に右下のスポーツエリアにつきましては、既存の運動施設は原則として現況のまま利用し、必要に応じて改修等を検討します。緑地エリアについてですが、子ども遊び広場は、豊かな自然を生かして遊ぶことのできる遊び場、野外活動ができる場となります。その奥に、アーチェリー場、ドッグランを設けたいと計画しております。

池子に関しては、約 60 年前から返還運動の経緯がございまして、当市民協議会も同じく 60 年の歴史を持っております。こういった活動をしているかについては、パンフレットをご覧いただければと思います。市民協は、池子接收地の全面返還実現を最終的なゴールとして活動しております。このあと事業計画等をご説明いたしますが、それに向けて国への要請活動を行ったり、パンフレットを作成して市民の方に活動を PR したり、といったことをしております。

11 月 30 日付の共同使用の開始にともない、これまで踏切を渡った先にありました米軍のゲートが同日付で向かって右側の米軍住宅入口側に移動しています。市では現在、来年 2 月の運動施設の利用開始に向け必要な整備工事等を行っており、公園管理上の必要から警備員を配置して一般の方の入場を制限しています。

現在のところ市民の皆様への立入りはいただけませんが、今月 20 日（土）に公園内の事前開放日を予定しており、この日は自由に奥の緑地エリアまでをご覧いただけます。

なお、公園全体の管理は市環境都市部緑政課があたり、また有料運動施設については逗子市体育協会への指定管理により 12 月 15 日から逗子市体育協会が管理を行っています。

池子の森自然公園は、来年 2 月 1 日から運動施設の利用が始まりますが、開園時間は 8 時 45 分～21 時 15 分、有料運動施設の利用は 9 時～21 時でして、ナイター設備がございまして。これら、有料施設の使用料や予約方法等につきましては、広報ずし 1 月号でお知らせいたしますので、詳細はそちらをご覧ください。

池子遺跡群資料館につきましては、今年度中はこれまで同様に火・水・土曜日の 9 時から 16 時の間、開館いたします。共同使用の開始にともない旧ゲートでの入場の手続きは必要なくなりましたが、施設運営上 1 月 28 日（水）までは来館希望日の 1 週間前までの申し込みが必要となっていますので、ご注意ください。

緑地エリアにつきましては現在自然環境調査を行っており、その結果等を踏まえ、来年秋以降のオープンを予定しています。

公園の整備状況ですが、池子遺跡群資料館の 1 階に、公園や有料運動施設の案内や利用申し込みを受け付ける公園管理事務所を整備しております。その他、400m トラック入口へのスライドゲートの設置工事、放送設備設置工事、サイン設置工事等を順次進めています。来年度は国の補助をいただき正面ゲートの設置、駐車場有料化のための管制装置の設置、駐輪場整備などを予定しています。

続きまして、今後のスケジュールですが、広報ずし 12 月号と同時配布しましたチラシでお知らせしておりますとおり、まず明後日 12 月 20 日（土）に公園開園前の事前開放日として、午前 10 時～午後 3 時の間公園内をご覧いただけるようにしていますので、皆様にもぜひご参加をいただければと考えております。なお、当日はお車での来場、ペット連れでの来場はご遠慮いただいておりますので、よろしく願いいたします。

さらに、来年 1 月 31 日（土）には公園のオープニングイベントを予定しております。当日は 9 時から開園式典を行い、テープカットの後、10 時ごろより様々なイベン

トを行う予定です。現在予定しておりますのは、まず、公園内を走る約3キロのランニングで、当日は特別ゲストとして世界陸上400メートルハードル銅メダリストの為末大さんが来場され、皆様と一緒に走っていただけることとなっています。その他、400メートルトラックでも様々なイベントを企画しておりますので、皆様にもぜひ、ご参加いただければと考えております。

また、2月1日から運動施設の利用が始まりますが、2月・3月につきましては、無料でお使いいただき、4月から使用料をいただくことにするよう考えております。

大変長くなりまして申し訳ございません。事務局からの説明は以上です。

会 長： ただいま説明がありましたように、60年の市制施行と同じだけの歴史がある池子問題でありまして、市民協議会もその間いろいろと変遷してきた中で、今日があるわけです。40ヘクタールの共同使用とはいえ、今まではゲートを通らなければ入れなかった市民が自由に入れるようになることは、池子問題の非常に大きな節目が来たなど思っております。そういった中で、市民協議会の今後の在り方や活動について、来年度に向けて皆さんから忌憚のないご意見を聞きながら市民協を運営していかねばいけないと考えておりますので、皆様よろしく願いいたします。

それでは、ただ今の説明にご質問等がありましたらお願いします。長沢委員。

長沢委員： 40ヘクタールの整備については進めていただいていると思うが、池子米軍施設を示す柵が張り巡らされていて、その周りの整備もしてほしい。以前は、保健センターの脇から入れて、柵の周りを半周ほど回れたが、今はとてもできない。外からも見てみたいし、周囲を歩きたい人もいるので、そちらの整備を要望します。

会 長： 今のご発言はご意見ということで伺っておきます。他にございますか。石井委員。

石井委員： 久木共同グラウンドから入れるようになりますか。

会 長： 事務局。

事務局： 現在、久木共同グラウンド脇に1か所出入口がございます。ここを改修してゆくゆくは久木側入場口としたいと考えていますが、フェンスの改修やここに至るまでの道路の整備等が必要で、すぐの利用は難しい状況です。一方、来年秋に緑地エリアの利用ができるように準備を進めていますので、出来るだけ早く利用できるようにしたいと考えています。なお、現地の状況から考えて、人と自転車の通行はできますが、車は難しいと考えます。

会 長： よろしいですか。徳本委員。

徳本委員： 池子の返還運動の経緯について、事務局から丁寧にご説明いただきよくわかりました。市民協は返還促進のための協議会となっていますが、どういうことまでの返還の内容を考えているのか。40ヘクタールの共同使用がさらに発展して、逗子市の所有となることがゴールとなるのでしょうか。

会 長： 事務局からも触れられておりましたが、この返還促進市民協議会は池子の全面返還を目標としておりますので、それを達成した時が最終的なゴールということになります。40ヘクタールの共同使用も返還までの一部期間共同使用するという形で、逗子市が使える、ということです。もしかしたら、40ヘクタールが返還される時期が来るかもしれないが、それがゴールではなく、あくまでも池子の森全体の全面返還が目標であるのご理解いただきたいと思います。

徳本委員： 全面返還ということは、米軍住宅も含めた全体の返還ということでしょうか。

会 長： そうですね。池子の森全体の全面返還です。しかし、現実的にどうかとなると、横須賀にあれほどの規模の基地があり、そのための住宅ですので、横須賀から米軍がいなくなれば必要なくなるかもしれませんが、私たちの市民協議会はあくまでも全面返還を目標に進んでいるというご理解の中で、具体的に今年はこちらまで達成したい、こんな事業をしながら、市民や国にアピールしたいと会議を進めているのご理解いただきたいと思います。

徳本委員： 私は会社勤めが長いので、何か事業をするときは、ゴールは何か、また、その途中にいくつか節目があり、ここが第一段階、第二段階と確認しながら、最終的にはこうである、と考える。いつ頃までにこうしたいという工程表がないと現実的でないように思えるので、工程表があると分かりやすいのだが。

会 長： 事務局。

事務局： この後の議題で来年度の事業計画等のご説明をさせていただきますが、今回、約40ヘクタールの土地の共同使用が始まりましたので、次のステップとしてはその返還を求めていくこととなります。この市民協議会の最終的な目標は、あくまで池子接収地の全面返還であり、市としてもそれを市としています。その時期については現時点でいつというのは困難ではありますが、最終的にそれを目指して活動を進めていくということです。

斎藤委員： 維持管理費については市が負担すると聞いていますが、米側との負担割合などを教えていただけたら。また、参考に27年度の維持管理費の概算などがあったら、お教えいただきたいと思います。

会 長： 事務局。

事務局： 公園の維持管理に要する経費は、全て市が負担することになっています。27年度の維持管理費の概算ですが、現在来年度予算の査定中であり、大変申し訳ないのですが、現時点で金額をお知らせすることができません。今後、予算が決定しましたら、皆さまにも情報提供させていただきたいと思います。

竹田委員： アメリカ軍と逗子市との関係についてですが、この共同使用の管理者は誰になるのですか？土地の所有者は誰になるのか？また、治外法権の問題などは生じないのか？

会 長： 事務局。

事務局： 共同使用地については、一部民有地がありますが、ほとんどが国有地となっておりますので、土地の所有者は国ということになります。また、米軍への提供地であるという性質も変わりません。そこを市と米軍で共同使用するという事で、公園としての管理は市が行うこととなります。

事件や事故等が生じた場合ですが、市の他の公園などと同じような対応になります。一義的には逗子警察が対応にあたり、米軍人等が当事者に含まれる場合は、米軍の憲兵とともに対応することとなると聞いています。

岡本委員： オープニングイベントについて、市民協の役員には案内状は来るのですか。

会 長： 事務局。

事務局： 申し訳ございませんが、市民協の役員の方々の皆さまへの案内状の送付はございませんので、本日のご案内をもちまして、当日ぜひお越しいただければと思います。

会 長： 本件については、決を採る必要はありませんね。他に何かないようでしたら、次へ進みます。

続きまして、議題1「平成27年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について」事務局より説明してください。

事務局： （資料2「平成27年度事業計画案」、資料3「平成27年度収入支出予算書案」、資料4「平成27年度年間活動スケジュール案」に基づき、説明）
説明は以上です。

会 長： ただ今の説明にご質問等がありましたら、お願いします。徳本委員。

徳本委員： 逗子市が軍転法の適用にならない理由というのは、何かあるのですか。

会 長： 事務局。

事務局： 旧軍港市転換法適用につきましては、本日配付いたしました緑色の冊子の 13 ページにその経緯を記載してございます。この法律の適用になっているのが、横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市となっていて、この四つの旧軍港市においては、平和都市の実現に土地の払い下げが必要になる場合は、土地が無償で払い下げられます。

逗子市は、本法律が昭和 25 年に施行された直後に横須賀市から分離独立したのですが、このときに軍転法適用の権利を引き継ぐ手続きが行われなかったことから、逗子市はその適用にならないとされています。このため、軍転法を何とか逗子市にも適用していただき、返還の際の財政負担が生じないようにしたいということでございます

会 長： よろしいですか？徳本委員。

徳本委員： もう一つ、「国営公園の誘致」とありますが、現時点では市の公園としてオープンするという事ですね。将来的には国営公園を目指していくのですか？

会 長： 事務局。

事務局： 三浦半島に国営自然公園を誘致しようという構想がございまして、その構想のエリアに池子の森も含まれているということでございます。ただし、現時点においては構想ということです。

会 長： 他になにかございますか。ないようでしたら、特に反対のご意見はないようですが、いただいたご意見を踏まえつつ、今後の対応については、私と事務局にお任せをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長： それでは、次に議題 3「平成 26 年度国への要請活動について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： 資料 1 平成 26 年度要請文「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書」（案）をご覧ください。

要請活動は、例年 1 月から 2 月にかけて国及び関係機関に対して行っておりますが、今年度は来年 2 月に実施する予定です。要請の日程及び参加のお願いにつきましては、別途事務局より役員の皆様にご案内させていただく予定ですので、本日は要請書文案

について、ご審議をお願いいたします。

それでは、文案を朗読し昨年度と一部変更になっている部分について、補足の説明をさせていただきます。(要請書(案)を朗読)

昨年度の要請文との主な変更点ですが、まず、昨年11月末に約40ヘクタールの土地の共同使用が開始されたことから、その実現は喜ばしいことであるものの、共同使用による制約も存在していること。市及び市民協の最終的な目標は池子接收地の全面返還であることから、本共同使用が早期に返還に移行し、全面返還への確実な道筋となることを望んでいること。

また、一昨年米軍人による飲酒絡みの事件が2件発生したことから、引き続き指導を徹底することを求めています。

要請書文案については、以上のとおりです。

会 長： それでは要請文案に対するご意見等がありましたら、お願いいたします。長沢委員。

長沢委員： 小学校建設はもう終わったということでもいいのですよね。そうすると、現在通行している工事車両は小学校建設じゃなくて、共同使用関連の工事車両ということなのですか。

会 長： 事務局。

事務局： 小学校の工事は4月中に終了しています。共同使用関連の工事は現在も行われています。

会 長： 長沢委員、よろしいですか？

長沢委員： 新しく建設された小学校には、池子住宅地区内だけでなく横浜とかからも通う子がいると聞いたことがあるのですが、その辺は把握されていますか？

会 長： 事務局。

事務局： そのような情報は特に把握はしておりません。

会 長： 長沢委員。

長 沢： 以前にも聞いたと思うのですが、神武寺駅米軍専用改札口の利用は増えているんですか？毎日何人くらいが利用するのでしょうか？

事務局： 資料がありませんので、正確な数字についてはお答えできませんが、毎日300人程度が利用していると認識しています。

会 長： よろしいですか。ほかに。徳本委員。

徳本委員： 返還が実現したら、先ほどの買い取り等の問題が生じますよね。軍転法の適用がない場合はどうなるのですか？広いですし、相当な金額になって、市は財政的に困るのではないですか？

あと、返還になったら、米軍は公園を使えなくなってしまうのですか？

会 長： 事務局。

事務局： ご指摘のとおり、軍転法の適用がないと土地の買い取りが必要となります。先ほどご覧いただいた緑の冊子の 13 ページにございますが、緑地公園の払い下げの際、3分の2は無償で貸し付けを受けることができますが、3分の1は時価での買い取りとなります。それがいくらになるかは現在のところ、試算が困難な状況であります。

なお、返還になった際は、米軍は、たとえば米軍人が第一運動公園を使用するときのように普通に予約し、使用料を払っていただければ、市民と同じように使っていただけます。

会 長： 他に何かございますか。よろしいですか。それでは、議題3「平成26年度国への要請活動について」お諮りいたします。

要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、作成いたします。文案のとりまとめは私と事務局に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長： ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

会 長： 次に、議題4「その他」としまして、事務局から何かありますか。

事務局： 事務局からは特にございません。

会 長： 皆様からは他に何かございますか。特になければ、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

—以 上—

池子遺跡群資料館入館者数

■年度別集計

(平成26年11月30日現在)

年 度	開館日数	入館者数			1日平均 入館者数	
		合計	日本人	外国人		
平成11	1999	161日	3,106人	2,038人	468人	19.3人
平成12	2000	302日	2,295人	1,377人	918人	7.6人
平成13	2001	140日	949人	479人	470人	6.8人
平成14	2002	30日	834人	799人	35人	27.8人
平成15	2003	77日	575人	421人	154人	7.5人
平成16	2004	85日	975人	853人	122人	11.5人
平成17	2005	83日	669人	549人	120人	8.1人
平成18	2006	80日	513人	369人	144人	6.4人
平成19	2007	87日	546人	338人	208人	6.3人
平成20	2008	153日	623人	369人	254人	4.1人
平成21	2009	154日	509人	245人	264人	3.3人
平成22	2010	152日	386人	221人	165人	2.5人
平成23	2011	154日	354人	200人	154人	2.3人
平成24	2012	153日	498人	323人	175人	3.3人
平成25	2013	153日	331人	201人	130人	2.2人
平成26	2014	105日	226人	142人	84人	2.2人
累 計	2069日	13,389人	8,924人	3,865人	6.5人	

*2000年9月19日に仮開館し、12月1日本開館となる。なお、仮オープン当日の入館者数は約600人
オープニングセレモニーの招待者が多数で、国別の入館者数は記録せず。

*2000年1月10日から1月末までは、米軍の保安上の理由から入場制限

*2001年9月11日から米国で起きたテロ事件による米軍の警備強化のため臨時休館

*2002年7月～毎週水曜日開館

*2002年9月は9/14のフレンドシップデーのみ。以降資料整理によりしばらく休館

*2003年2月～毎週水曜日及び第1・第3土曜日開館

*2007年12月～毎週水・土曜日開館

*2008年4月～毎週火・水・土曜日開館

■平成26年度月別集計

月	開館日数	入館者数			1日平均 入館者数
		合計	日本人	外国人	
4月	14日	19人	5人	14人	1.4人
5月	13日	19人	4人	15人	1.5人
6月	12日	35人	30人	5人	2.9人
7月	14日	83人	65人	18人	5.9人
8月	13日	10人	3人	7人	0.8人
9月	13日	27人	8人	19人	2.1人
10月	13日	13人	12人	1人	1.0人
11月	13日	20人	15人	5人	1.5人
計	105日	226人	142人	84人	2.2人

F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における
逗子市による
在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書

本協定書は、各々の署名が示すとおり、正式に権限を有する在日合衆国軍隊の代表者、日本国政府の代表者及び逗子市の代表者（以下「使用者」という。）との間で、最終署名日に、作成、締結されたものであり、次のことを証明する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第2条の規定に基づき、在日米軍に、次のとおり指定され、知られている施設・区域の使用を認めている。

<u>施設番号</u>	<u>施設名</u>
3087	池子住宅地区及び海軍補助施設

日本国政府は、平成26年1月16日付け施設分科委員会宛て覚書FSJG-1027-3992-TK「F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設の一部財産の共同使用について」により、使用者による約40ヘクタールの土地及びその財産の公園用地としての使用のため、上記在日米軍施設の一部の共同使用を申請し、

在日米軍は、平成26年6月9日付け施設分科委員会宛て覚書FSUS-1030-4172-RD(N)「同件名」により、日本国政府の申請に対し、一定の条件を付して同意し、

日本国政府は、以下に記述、説明される上記在日米軍施設の一部及びその財産の使用のために、平成26年6月18日付け合同委員会宛て覚書MEMO No. 5521「同件名」により当該条件に同意し、当該覚書は平成26年6月26日の日米合同委員会において承認された。

よって、当事者の合意にかんがみて、以下に規定するところにより、使用者による使用のため、上記在日米軍施設における約40ヘクタールの土地及びその財産の共同使用が許可される。

1. 本協定書は、ここに規定される全ての条項及び必要に応じて連番を付した全ての付属書をもって構成されるものとする。

(仮訳)

2. 当初の共同使用期間は、次に掲げる事由により早期に終了されない限り、日米合同委員会により承認された日から5年間とする。
 - a. 日米両政府の代表者双方の同意によるもの
 - b. 日米両政府の代表者いずれか一方による60日前までの共同使用終了に係る文書での通知によるもの
 - c. 使用者が本協定書に規定された条件を遵守しないことによる合衆国政府代表者によるもの
 - d. 在日米軍により決定された軍事上の必要性又は所要を理由とする合衆国政府代表者によるもの、又は
 - e. 日本国政府への共同使用区域の返還によるもの
3. 本協定書は、適用可能な日米合同委員会合意の趣旨及び範囲内で修正又は改定することができる。これらの修正は、連番を付して本協定書に添付され、その一部をなす付属書の形をとるものとする。
4. 共同使用期間の延長は、使用者からの申請があれば、日米合同委員会に付託することなく、在日米軍司令部（J4）代表者が追加の期間を許可することができる。
5. 財産の使用に際しては、合衆国政府に費用の負担をかけないものとし、米海軍横須賀基地司令官又はその指定する代表者（以下「現地在日米軍代表者」という。）による全般的な監督の下、その承認及び時機に応じて定められる規則に従うものとする。
6. 共同使用は、在日米軍の活動を中断又は妨害しないものとし、本協定書の別添1に別紙Aとして添付された図面に示された区域に限られるものとする。加えて、共同使用区域に所在する合衆国政府財産（建物番号782 東屋及び建物番号814 トイレ）は、使用者により使用され維持管理される。
7. 合衆国政府は、現地在日米軍代表者により決定される軍事上の必要性が生じた場合の優先的使用権を保持する。
8. 在日米軍施設の移設に限らず、共同使用に係る全ての建設、運用、維持、修理又は撤去に際しては、合衆国政府に費用の負担をかけないものとし、在日米軍代表者により決定された、在日米軍が計画した又は将来の活動及び計画を妨げないものとする。使用者により整備された改良建造物が在日米軍の活動を妨げる場合は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、迅速に是正されるものとする。
9. 理由の如何にかかわらず、日本の国、県又は現地の環境又は建築に係る基準、規則又は

(仮訳)

法律に従っていないあらゆる建造物は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、迅速に是正されるものとする。

10. 共同使用に当たって合衆国政府の安全上及び運用上の基準を満たすために必要となるあらゆる建造物は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく設置されるものとする。
11. 共同使用に関連するあらゆる設備の日本及び米国の法律及び規則に従った必須の定期検査及び維持管理は、合衆国政府ではなく、使用者が責任を負うものとする。
12. 使用者は、日本の国、県及び現地の環境、安全、交通、消火・防火及び衛生に係る全ての法律及び規則に従うものとする。合衆国政府は、その遵守について責任を負うものではない。使用者は、全ての現地在日米軍規則にも従うものとする。
13. 警備、安全、交通、出入り及びその他の管理措置については、在日米軍の活動へのあらゆる妨害や、使用者により行われる運用に起因するあらゆる事故を避けるため、また、当該共同使用区域への許可されていない立入りを防ぐため、現地在日米軍代表者と調整し、承認されるものとする。共同使用区域の警備は、使用者が占有を開始する日から、使用者が実施するものとする。
14. 使用者は、上記第12項及び第13項の規定に従い、招待された者及び契約業者を含む共同使用区域への立入りを許可された全ての人員の行為について責任を負うものとする。
15. 使用者は、いかなる改良建造物も、本協定書の別添1に別紙Bとして添付された図面に示された地下ユーティリティ上に設置してはならない。
16. 使用者が、既存の工作物とは別途又は切り離して、新たに建物、工作物、設備、改良建造物、ユーティリティ・システムその他の不動産を建設又は設置すること、また、既存の建物、工作物、設備、改良建造物、ユーティリティ・システムその他の不動産に対し、維持修理以外の変更及び追加を行うことは、現地在日米軍代表者との調整及び文書による同意がなければ、実施されないものとする。かかる承認は、在日米軍の所要が満たされていることを確保するためのものであり、使用者の責任事項である技術上の妥当性を含むものではない。
17. 使用者は、現地在日米軍代表者によって定められた基準に従い、適切に共同使用許可区域を維持管理するものとする。
18. 使用者による建設、運用、維持、修理又は撤去作業により、ここに許可される共同使用区域に損害が生じた場合は、使用者は、現地在日米軍代表者が受諾できる方法で、迅速に

(仮訳)

当該区域を原状に回復されるものとする。かかる修復は、合衆国政府に費用の負担をかけたものとする。

19. 合衆国政府によって提供されたユーティリティ、通信及び役務は、現地在日米軍代表者によって設定された料金及び手続に従い、合衆国政府に償還又は直接民間機関に支払われるものとする。これらは使用者によって設置及び維持される計測機器によるものも含まれるがこれに限定されない。
20. 使用者の要請により提供された役務及び物資で、本協定書上に記載されていないものの料金の償還については、現地在日米軍の規則に従うものとする。
21. 当該区域の日本国政府への最終的な返還に先立ち、共同使用の終了、満了又は放棄があった場合には、使用者が新設したいかなる建造物も使用者が撤去し、現地在日米軍代表者が指示する程度にまで敷地が回復されるものとする。使用者は、共同使用の終了前に、いつでも当該建造物を撤去することができるが、その場合には、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地在日米軍代表者が指示する程度にまで敷地を回復することに同意するものとする。共同使用の終了後、合衆国政府が改良建造物を当地に残し、関連する施設・区域の一部とすることを要請する場合には、合衆国政府及び日本国政府は、日米地位協定第2条に従い協議を行うこととする。
22. 合衆国政府ではなく使用者は、使用者又は使用者の招待により当該敷地内にいる契約業者の活動に起因する又は付随する人身傷害又は財産損害について責任を負うものとする。かかる傷害又は損害については、使用者が合衆国政府又は第三者に対して賠償するものとする。上記は、決して日米地位協定第18条の関連規定に影響を及ぼすものではなく、また、影響を及ぼすものと解されてはならない。
23. 使用者は、利用される全ての区域を清潔に保つことについて、責任を負うものとする。現地在日米軍代表者は、使用者によって利用されるこれらの空間をいつでも検査する権利を保持する。
24. 使用者による運動場のスケジューリングを含む公園の運用については、現地在日米軍代表者と使用者との間の別途の合意に従い、現地レベルで合衆国政府と調整される。下記第31項の現地在日米軍代表者、使用者及び南関東防衛局（立ち会い）は、別途の合意（逗子市による公園の管理運営のための覚書（MOU））を締結し、そこに示される指針に従うものとする。本協定書と一致した、MOUの変更は、当事者間の更なる協議の後に、逗子市、南関東防衛局及び現地調整及び承認に係る現地在日米軍代表者の相互の合意によりなされる。法律、規則又は軍事上の必要性により必要とされる場合、即時の行動が必要とされる場合、又は、当事者間の協議の後に、法律、規則又は軍事上の必要性による所要

(仮訳)

に対応する相互の合意に至らない場合には、変更は、現地調整及び承認に係る現地在日米軍代表者によりなされうる。

25. 使用者は、国、県及び現地の自然・文化的財産に係る全ての法律及び規則を遵守するものとする。合衆国政府は、活動や新たな建設を計画する際には、自然・文化的財産との整合性を維持するため、その軽減、保全及び保護を奨励する。当初の共同使用期間中、現地在日米軍代表者は、自然・文化的財産に関連する日本環境管理基準（J E G S）に従うためにこれまでに採られた措置に係る背景事情を示すための協議に応じる。
26. いかなる埋蔵文化財が発見された場合にも、使用者は、文化財に係る国、県及び現地の文化財に係る全ての法律及び規則を遵守しなければならない。合衆国政府は、現地教育委員会に限定されないが、そのような現地専門家に迅速に通知することを奨励する。当初の共同使用期間中、現地在日米軍代表者は、文化財保存に関連する日本環境管理基準（J E G S）に従うためにこれまでに採られた措置に係る背景事情を示すための協議に応じる。
27. 使用者と現地在日米軍代表者は、共同使用区域における保安事故、火事、地震その他の災害に対して調整して対応するため、協議し、共に計画するものとする。
28. 合衆国政府により使用者に提供される水道、汚水および電気の料金の償還は、本協定書に添付され、その一部である別添2に示される、極東海軍技術部隊司令部（NAVFACFE）財政管理部により提供されるユーティリティ契約に従うものとする。当該契約に基づく価格は、定期的に調整されるものとし、そのような変更は本協定書の修正なしに効力を有するものとする。
29. 使用者は、米海軍極東通信隊（NCTSF E）電話通信部（BCO）の定める条件に従い、池子ダイヤル中央事務所（DCO）から建物番号676の間の電話通信のための既存の銅線及びファイバーケーブルを使用することを許可される。米海軍極東通信隊（NCTSF E）電話通信部（BCO）は、日本電信電話株式会社（NTT）が池子ダイヤル中央事務所（DCO）への立入りを必要とする場合は、支援する。使用者は、建物番号676において消費される電話通信サービスの毎月の使用について、NTTに直接支払う。
30. 本協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、現地在日米軍代表者、使用者及び南関東防衛局において協議の上、これを調整するものとする。
31. 現地調整及び承認に係る現地在日米軍代表者は、

横須賀海軍施設司令官

又は

(仮訳)

指定する代表者

32. 現地実施協定及び承認に係る在日米軍代表者は、

米海軍日本管区司令官 (N4)

又は

指令する代表者

以上の証として、当事者はここに署名した。

(署名済)

在日米軍代表

米海軍不動産契約官

C・ホープ・マリーニ

(署名日) 2014年11月 7日

(署名済)

日本国政府代表

南関東防衛局 管理部長

(局長の命による)

長谷川 邦之

(署名日) 2014年11月21日

(署名済)

使用者代表

逗子市長

平井 竜一

(署名日) 2014年11月21日

F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における
逗子市による
在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書
別添 1

第 6 項及び第 1 5 項の規定に従い、本協定書に関連する部分を示すため、共同使用区域の図面を、それぞれ別紙 A 及び別紙 B として、ここに添付する。

1. 別紙 A (共同使用区域) :

a. 土地 : F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域を構成する約 4 0 へクタール

b. 建物 : 建物番号 6 7 6 (約 7 1 0 平方メートル)
建物番号 7 8 2 (約 2 7 平方メートル)
建物番号 8 1 4 (約 4 2 平方メートル)

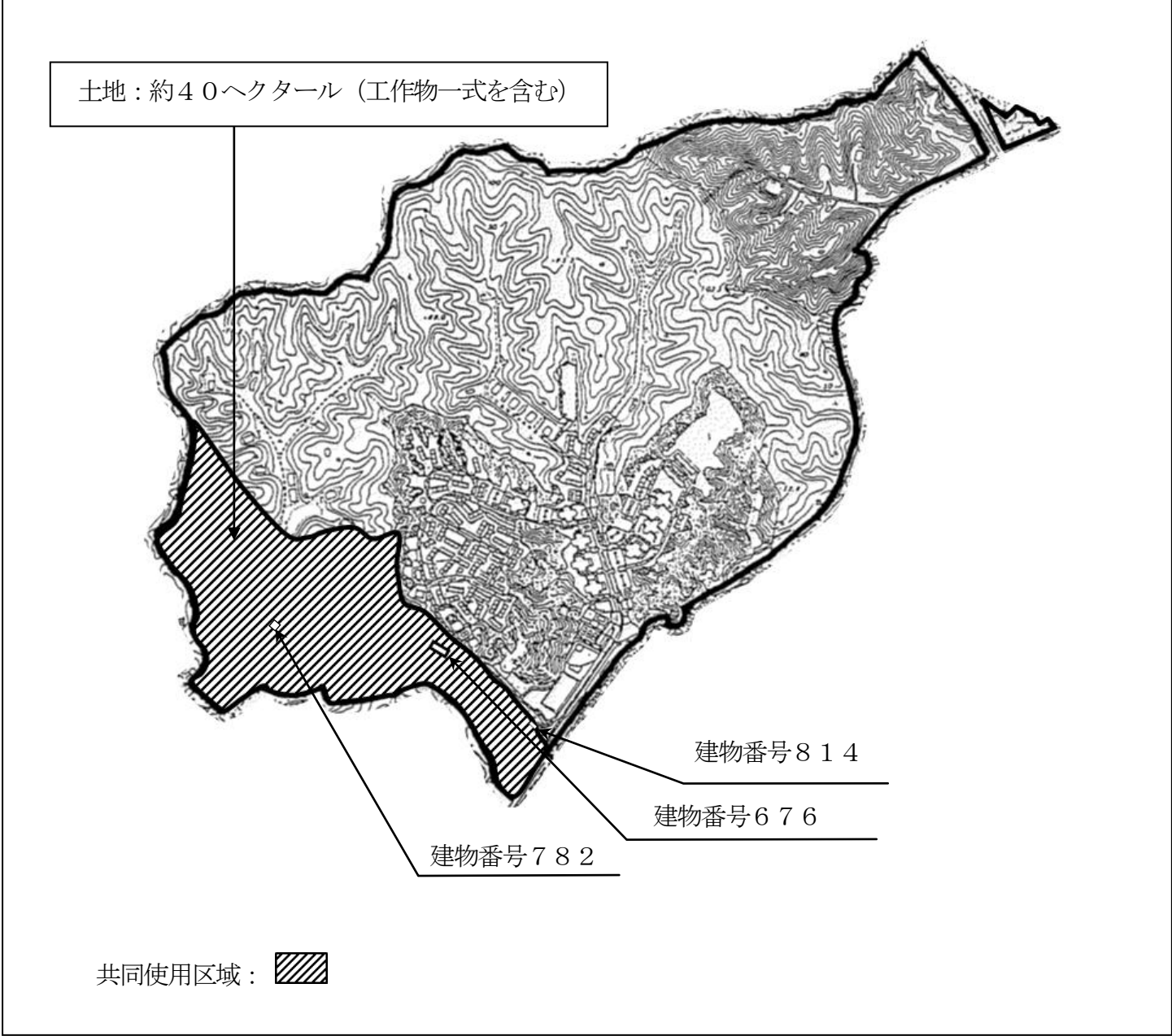
c. 工作物 : 工作物一式 (運動場等)

2. 別紙 B (主要なユーティリティ) :

使用者は、ここに特定される地下ユーティリティ上に、いかなる改良建造物も設置してはならない。合衆国政府が当該共同使用区域を日本国政府に返還する場合には、主要なユーティリティの区域は、合衆国政府のイーズメントとして確保する必要がある。

(仮訳)

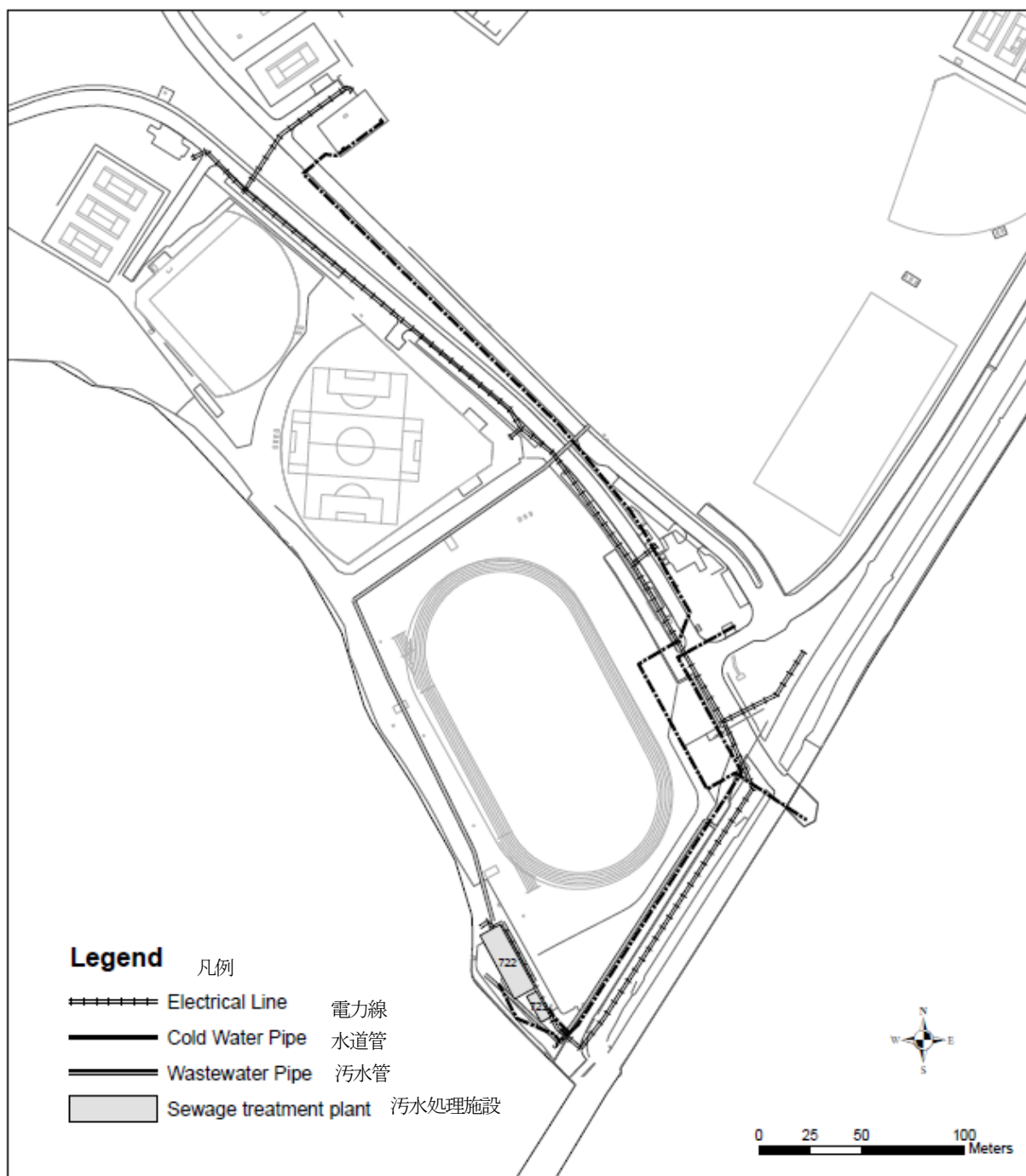
別紙A
FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設における
一部土地の共同使用



(仮訳)

別紙B
FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設における
一部土地の共同使用

*地下ユーティリティ上には、使用者による改良建造物の設置は許可されない。



(仮訳)

N4008415RP00001

FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設における
逗子市による
在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書
別添2

第28項の規定に従い、極東海軍技術部隊司令部 (NAVFACFE) 財政管理部により提供されるユーティリティ契約はここに添付される (別紙C)。

(仮訳)

電気料金・水道料金・下水道料金の請求について

2014年10月15日、NAVFAC FAR EAST 公益事業部と逗子市は、在日米軍池子住宅地区より池子共同使用地区に供給される電気・水道・下水の使用料の請求について協議し、次のとおり決定した。

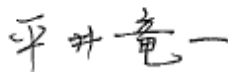
記

1. 共同使用開始後の使用分より、在日米軍池子住宅地区より池子共同使用地区に供給される電気料金・水道料金・下水道料金の請求書を逗子市に送付する。また、使用を始めるに当たり、保証金の請求は無いものとする。
2. 電気料金・水道料金・下水道料金は、共同使用地区内に設置されている各メーターの値を元に算定する。各メーターの検針は毎月15日にNAVFAC FAR EAST 公益事業部が行う。単価は、在日米軍が別途定めるものとする。
3. 請求書は毎月月初に逗子市に送付し、逗子市は毎月25日までに指定の銀行口座に入金する。
4. 米軍側の担当窓口
使用量、メーター検針：NAVFAC FAR EAST 公益事業部
電話 046-816-4919

請求書、支払い関係：NAVFAC FAR EAST 会計課
電話 046-816-9146

署名年月日 2014年10月15日

署名年月日 2014年10月14日



逗子市長



NAVFACFE PRY 公益事業部長

別紙C

(仮訳)

海軍省
在日米海軍
アジア太平洋地域 海軍郵便局 (9 6 3 4 9 - 0 0 0 1)
日本国政府
南関東防衛局
逗子市

逗子市

南関東防衛局

在日米海軍司令部

5710

Ser N01/0891

26 Nov 14

在日米海軍司令官と逗子市長の間の覚書

件名： F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

参照： (a) 2014年6月18日付施設分科委員会覚書 MEMO No. 5521
(b) 2014年11月21日締結現地実施協定書

添付書類： (1) F A C 3 0 8 7 共同使用公園運営指針
(2) 共同使用区域図
(3) スポーツエリア・緑地エリア図
(4) 火気使用制限区域・ペット／自転車通行区域図
(5) 基地同意ページ

1. 目的／背景

a. 本覚書 (MOU) は、F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設 (以下、F A C 3 0 8 7 という。) の指定された区域における逗子市による共同使用公園の管理運営のための在日米海軍司令部と逗子市の間で合意を、南関東防衛局の立ち会いのもと、形成する。本合意の目的のため、横須賀基地司令官が、本合意の条項を調整し、実施する責任のある在日米海軍基地司令官となる。

b. 本覚書は、参照 (a) 及び (b) に示された条項及び条件を実施するものであり、合衆国政府からの支出が要求されるものと解釈されてはならない。

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

2. 規模 本覚書は、本合意及び関連する参照文書の条項に限定される。
3. 合意 参照 (a) 及び (b) の内容を実施するため、F A C 3 0 8 7 の共同使用区域における管理運営に関する指針を別添 (1) に詳細に定める。F A C 3 0 8 7 の共同使用区域は、別添 (2) に特定されているとおりである。
4. 責任 本合意の当事者間の責任は、参照 (b) 第 2 2 項に記載されている。
5. 財務責任 財務責任は別添 (1) に示されている。支出責任に係るいかなる変更も、実施前に全ての当事者により合意される必要があり、本覚書の修正を必要とする。
6. 見直し/修正 その妥当性を確認するため、全ての当事者により 1 年毎に全体的な見直しが行われる。改正又は修正は、その実施前に、書面による同意及び全ての当事者が署名した本覚書の附属書が必要となる。
7. 有効日 本覚書は、承認権者の最終署名日に有効となる。
8. 期間/終了 本覚書は、予定される終了日の少なくとも 1 8 0 日前に全ての当事者への書面による通知により、全ての当事者によって終了されないかぎり、5 年の期間をもって、発行される。本合意は、6 年を越えて延長することはできず、全ての当事者が本覚書の内容を継続することに合意する場合は、新たな覚書が作成される。

(署名済) 2014 年 11 月 26 日

平井 竜一
逗子市長

(署名済) 2014 年 11 月 26 日

米海軍大佐 S. J. ウィーマン
在日米海軍司令部
副司令官兼参謀長

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(署名済) 2014年11月26日

伊藤 哲也
日本国政府立ち会い
南関東防衛局 企画部長

(署名済) 2014年11月26日

R. M. イナバ
米海軍日本管区司令部
財務局長 (暫定)

(署名済) 2014年11月26日

長谷川 邦之
日本国政府立ち会い
南関東防衛局 管理部長

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

F A C 3 0 8 7 共同使用公園運営指針

1. 公園管理

a. 公園管理事務所 通常の開園時間中は、逗子市が公園管理事務所に人員（英語対応可能な者を含む）を配置する。

b. 公園利用料金 日米地位協定に基づく合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族（以下、日米地位協定対象者という。）並びにその招待者には、駐車場料金を含め、公園利用料金は課されない。加えて、合衆国政府の公的な作業を行う者は、駐車場料金を課されない。

c. 開園時間

（1）別添（3）に特定されるスポーツエリア（400mトラック、野球場及びテニスコートを含む）は、09：00～21：00とする。

（2）別添（3）に特定される緑地エリア（スポーツエリア以外の全てのエリア）は、09：00～17：00とする。

（3）休園日 休園日は、毎月最終月曜日及び年末年始（12月28日から1月3日まで）とする。ただし、最終月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日とする。12月の最終月曜日が25日から27日に当たる場合、当該日は開園する。

（a）閉園時は、一般市民の公園への立入りは許可されない。

（b）日米地位協定対象者及びその招待者の公園への立入りは制限されない。

（c）合衆国政府の公的な作業を行う者（契約業者を含む）の立入りは制限されない。

d. 自動販売機 逗子市ではなく、ネイビーエクスチェンジ（NEX）が公園内における自動販売機の運営及び維持管理を統制する。ネイビーエクスチェンジの自動販売機で使用される電力は計測され、その使用料は逗子市に課される毎月のユーティリティ料金から差し引かれる。自動販売機に係るいかなる問題も、ネイビーエクスチェンジ代表者とともに対処される必要がある。

別添（1）

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

e. 逗子市は、共同使用区域において、いかなる大規模な開発又は建設も、現地
在日米軍代表者との事前調整及び書面による同意なしに実施しない。作業の
規模及び事業の種類によっては、日米合同委員会を通じての承認が必要な可能
性もある。

f. 本覚書に定めのない事項について疑義または問題が生じたときは、現地
在日米軍代表者、南関東防衛局及び逗子市において、現地で問題の解決を試みる
か、日米合同委員会に付託するものとする。

2. 公園規則全般

a. 公園におけるイベントの開催

(1) 一般市民がスポーツエリア及び緑地エリアにおいてイベントを行う場合
は、逗子市長の許可が必要となる。

(a) 逗子市都市公園条例第3条1(4)に定義される、逗子市長により許可
されるイベントは、公共の福祉に類するイベントでなければならない。

(b) 公園内で宗教的もしくは政治的イベントを開催することは、米国の方針
及び規則に従って禁止される。

(c) 横須賀基地司令部が緑地エリアでイベントを行う前に、逗子市は、イベ
ント実施日の2ヶ月前に通知を受ける。逗子市長の許可は必要ない。

b. 自転車の使用

(1) 公園内における一般市民による自転車の使用は、別添(4)に示される
正面ゲートと久木ゲートの間の通行(歩行)区域に限定される。

(2) 日米地位協定対象者による公園内における自転車の使用は制限されない。

c. 公園内におけるペット 一般市民及び日米地位協定対象者は、下記及び別
添(4)に示される場合を除いて、公園へのペットの持込みを許可されない。

(1) 一般市民は、ペットを伴い、正面ゲートと久木ゲートの間の共同使用区
域を真っ直ぐ通過して良い。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 日米地位協定対象者は、ペットを伴い、米側専用区域への行き来のために共同使用区域を真っ直ぐ通過して良い。

d. 火気の使用を伴う活動

(1) 火気の使用を伴う活動は、別添(4)に示された場所1(400mトラックエリア)及び場所2(子ども遊び広場)に限定される。これらの場所において、一般市民が火気を使用する場合は、逗子市長の許可が必要となる。

(2) 日米地位協定対象者は、横須賀基地池子支所(以下、池子支所という。)から許可を得た後、上記に定められたエリアで、火気を使用してよい。池子支所は、逗子市に対して、必要な通知を行う。

(3) 別添(4)に示される場所3(緑地エリア)における火気の使用を伴う活動は、逗子市が緑地エリアを一般市民に開放する(2015年の秋頃の見込み)までの間、日米地位協定対象者が行うことができる。逗子市は、緑地エリアの公式開放日の30日前に、火気使用制限の変更について、池子支所に通知する。

3. 設備の維持管理

a. 逗子市は次のことを行う：

(1) 建物番号676内のエレベーターを維持管理する。

(a) 逗子市は日本の法律及び規則に従って、エレベーターを維持管理する。非常用インターホンにより双方向の非常通話を確保する。

(2) 建物676内の逆流防止弁を維持管理する。

(a) 逗子市は、横須賀基地に費用の負担をかけることなく、逆流防止弁の維持管理について責任を有する。逗子市が逆流防止弁の検査を実施できる状況になるまでの間は、横須賀基地が引き続き検査を行う。

(3) 共同使用区域内の消火栓を次のとおり維持管理する。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

- (a) 消火栓は合衆国政府の基準及び仕様に従うものとする。
- (b) 消火栓の検査は、逗子市に費用の負担をかけることなく、米海軍が実施する。しかしながら、消火栓の修理又は交換が必要な場合には、逗子市はその費用を米海軍に償還するものとする。
- (c) 消火栓に伴う全ての水道使用料は横須賀基地が実施する検査時の放水を含め逗子市が負担する。
- (d) 南関東防衛局が共同使用区域の全ての消火栓のために水道メーターを設置するものとする。

4. 公園維持管理全般

a. 逗子市は次のことを行う：

(1) 逗子市は、公園内に日英併記の看板及び標識等を設置する。看板及び標識等は、横須賀基地司令部の看板及び標識等の設計基準が適用可能であれば、それに従うものとする。

(a) 逗子市は、英語の看板及び標識等について、横須賀基地司令部の指示に従うものとする。

(2) 逗子市は、共同使用区域の芝刈りについて責任を有する。

(a) 概ね3月から11月までの間、毎週芝刈りを行う。

(b) 運動場においては、最適な芝生の長さとして、1.5インチから2.5インチの間を維持する。

(c) その他のレクリエーションエリアにおいては、最適な芝生の長さとして、1.5インチから3インチの間を維持する。

(d) 上記の期間においては、毎週、各野球場のフェンス周辺の芝生を整え、ファウルラインの芝刈りを行う。

5. セキュリティ及び消防

a. セキュリティ保護

(1) 逗子市は、共同使用を開始する日から、公園の警備を行う責任を負う。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 横須賀基地司令官は、日米地位協定第3条の規定に基づく全ての権限を保持する。

(3) 横須賀基地憲兵隊は、F A C 3 0 8 7 の共同使用区域において、日米地位協定対象者に対し、交通違反切符（自動車及び駐車違反）を切る管轄権を保持する。

(4) F A C 3 0 8 7 の正面ゲートの運用が新設正面ゲートに移行し、南関東防衛局により既存正面ゲートの車両検査場が完成されるまでの間、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、共同使用区域内に仮設車両検査場が設置される。

(5) 逗子市は、合衆国政府の機器、ユーティリティ及び通信ケーブルを保護するため、セキュリティ上必要な措置を採るものとする。

(a) 逗子市は、I T及び電話ケーブルのセキュリティのため、施錠できるハンドホールカバーを設置する。

b. 消防活動

(1) 消防活動は、一義的には、米海軍日本管区消防署の責任である。基地外の日本の緊急派遣センターが緊急通報を受けた場合は、米海軍日本管区消防署は、通報されれば、対応する。

(2) 追加的な消火活動支援は、1996年に逗子市と在日米海軍司令部との間で締結された消防相互援助協定に従い実施される。

6. 共同使用区域における車両の通行及び使用

a. 合衆国政府、日米地位協定対象者及びその招待者並びに合衆国政府のための作業を行う者による北側エリア（米側専用エリア）への車両の通行は制限されない。

b. 逗子市が公園のエントランスゲート及び／又は駐車場ゲートを設置する場合は、合衆国政府、日米地位協定対象者及びその招待者のアクセスが引き続き確保されるよう留意する。

別添（1）

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

c. 逗子市は、適切な看板を設置し、ドライバー及び一般市民に対して、公園内を運転又は歩行する際には最大限の公共の安全を確保するよう注意喚起する。

d. 池子支所は、使用できる媒体を用いて、ドライバーに対して、公園内を通行する際には最大限の公共の安全を確保するよう注意喚起する。

e. 横須賀基地司令部は、公園内を通行する合衆国政府及び契約業者の車両のスケジューリングについて、開園中の混雑しているピーク時に公園内を通行する車両の数を最小限とするため、最大限配慮する。公園内の車両の通行について、望ましい時間帯は、閉園時、又は、開園中の混雑していないピーク時以外の時間帯である。

f. 緑地エリアへの開園時間外の立入りについて、逗子市は、一般市民の立入りを防ぐため、緑地エリアの入口（久木トンネルに入る手前）に、適切な看板とともに、コーン又は同様の障害となるものを設置する。合衆国政府並びに日米地位協定対象者及びその招待者が使用する車両が通行できるよう、適切なスペースを空けておくようにする。

7. 環境保護

a. 逗子市は、自然資源及び野生動物の生息地の保護に最大限配慮し、共同使用区域が適切に維持管理されるようにする。

(1) 逗子市は、公園内における侵入動植物種の管理に係るいかなる作業についても、その実施前に、横須賀基地施設部環境課と調整する。

b. さらに、逗子市及び横須賀基地司令部は次のとおり対応する：

(1) 公園利用者が、野生動物及び外来種の植物を持ち込むのを禁止する。

(2) 公園利用者が、動物の捕獲、殺害、伐採及び公園から植物を持ち出すのを防止する。

c. 池子支所及び逗子市は、公園利用者に対し、公園内にはごみ箱がないので、各自のごみを集め、処理しなければならないことを通知する。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

8. スポーツエリア（400mトラック、野球場、テニスコート）の運営

a. 全体方針

(1) 各運動施設に次の情報を記した方針を掲示する：

- －米側専用使用
- －一般予約対象時間帯
- －予約方法（米側及び日本側の手順）

(2) 休園日及び通常の開園時間外は、各運動施設を施錠し、逗子市及び横須賀基地双方の代表者が鍵を保管する。

(3) 休園日及び通常の開園時間外は、全ての運動施設を日米地位協定対象者及びその招待者の専用使用とする。

(4) 日米地位協定対象者による運動施設の予約は、池子支所を通して公園管理事務所で行う。

(5) 開園時間外の日米地位協定対象者及びその招待者による施設の使用は制限されない。ただし、400mトラック、野球場及びテニスコートにおける閉園後（21：00以降）のナイター照明の使用は禁止とする。

(6) 米側専用使用テニスコートを除いて、各運動施設の設備、グラウンド等は、横須賀基地に費用の負担をかけることなく、逗子市により、適切に維持管理される。

b. 予約方針 運動施設の予約に当たっては、次の指針が用いられる：

(1) 米側専用使用枠 特定の米側専用使用枠は、8 c (5) 項及び8 d (2) 項に記載されている。

(a) いずれかの当事者による8 c (5) 項及び8 d (2) 項に記載されている米側専用使用枠の翌年度のための変更は、当事者双方により、日本の前会計年度の12月15日までに合意されなければならない。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 米側公式イベント 米側専用使用枠に含まれない日本の翌会計年度の米側公式イベントの予約は、日本の前会計年度の12月15日までに、逗子市に提出され、認められなければならない。12月15日の期限後に提出されるイベントについては、逗子市は、要望された場所/時間が既に予約されていなければ、予約を受け付ける。

(3) 逗子市の予約 米側専用使用枠のスケジュールの作成後、逗子市による行政利用のための予約が行われる。

(4) 一般予約 逗子市による行政利用のスケジュールの作成後、逗子市は、日米地位協定対象者又は市民団体からの予約を受け付ける。

(a) 予約は、通常2時間単位、又は、逗子市に認められる場合は終日である。2時間の枠は次のとおりである。09:00~11:00、11:00~13:00、13:00~15:00、15:00~17:00、17:00~19:00、19:00~21:00

(b) 逗子市は使用日の属する月の2ヶ月前の初日から予約の受付を開始する。

(c) 400mトラック：予約の受付後、使用日の5日前までに予約が入らない枠がある場合、当該枠は無料の自由使用枠として、個人が予約なしで使用できる。自由使用枠について、21:00より前でもナイター照明の使用は禁止される。

c. 400mトラック

(1) トラックの使用は陸上競技に限定される。フィールド(トラックの内側)の使用は、陸上競技、サッカー、ラグビー及びフットボール等に限定される。

(2) 芝生の養生期間中(毎年12月中旬から4月末まで)は、フィールドの使用を禁止する。

(3) 専用使用枠においては、フィールド全面(トラック及びトラックの内側のフィールド)を一つのフィールド/スポーツ会場として使用する。

(4) 専用使用中は、安全性の理由により、トラックとフィールドの異なるスポーツ種目による同時利用は不可とする。例外として、日米地位協定対象者は、自己責任において、トラックにて個人的なフィットネス活動(ジョギング、ラ

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

ンニング等)を行うことができる。トラックが予約の主要な会場として使用される場合は、日米地位協定対象者は、トラックの使用は許可されない。

(5) ユーススポーツ、学校行事等を目的とした、日米地位協定対象者及び米側主催者の招待により参加するその他の人々向けに企画される活動のための米側専用使用枠は、次のとおり定められる：

毎年8月下旬から10月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:45

土曜日： 08:00～14:00

毎年11月下旬から12月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～18:00

土曜日： 08:00～12:00

d. 野球場1 (大)・野球場2 (小)

(1) ユーススポーツ、学校行事等を目的とした、日米地位協定対象者及び米側主催者の招待により参加するその他の人々向けに企画される活動のための米側専用使用枠は、次のとおり定められる：

毎週水曜日及び毎月最終月曜日 (休園日) 並びに次のとおり：

野球場1及び2 (大・小共通)

毎年4月中旬から6月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:45

土曜日： 08:00～14:00

野球場1 (大)

毎年11月下旬から12月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:00

土曜日： 08:00～12:00

e. テニスコート (3面)

(1) テニスコートは軟式テニス及び硬式テニスに限定される。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 米側専用使用：3面のうち1面を日米地位協定対象者及びその招待者の
専用使用に指定する(別添(3)に示すとおり)。

(3) 残りの2面は、日米地位協定対象者及び一般市民が予約により使用でき
る。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

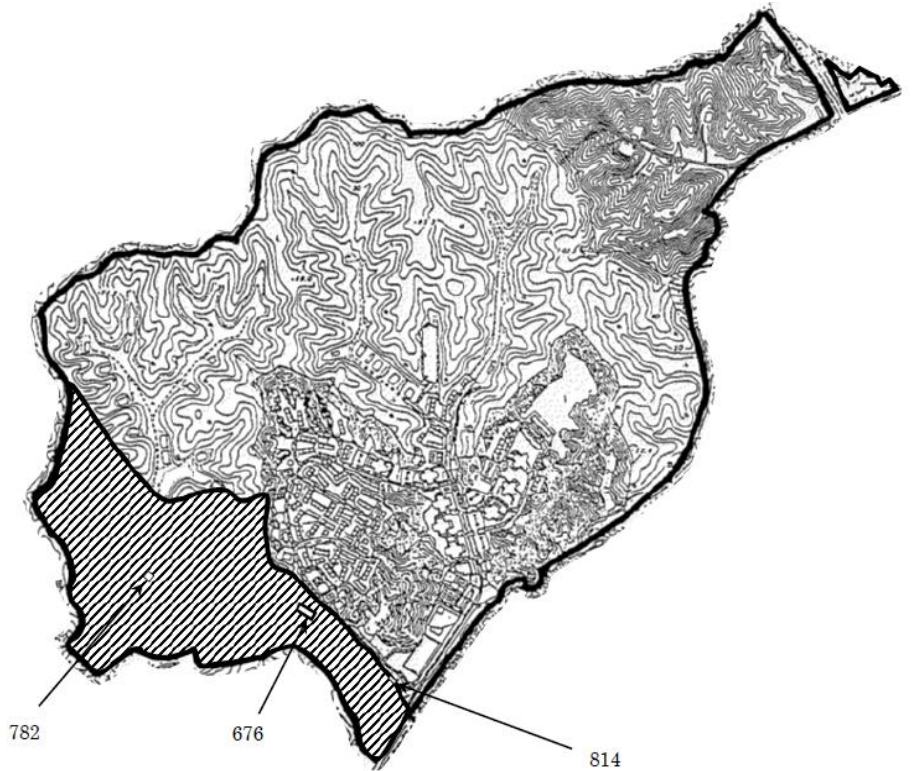
(仮訳)


件名：FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

共同使用区域図

共同使用財産

- (1) 土地：FAC3087の逗子市域約40ヘクタール
- (2) 建物：
 - 建物番号676（管理事務所 約710平方メートル）
 - 建物番号782（東屋 約27平方メートル）
 - 建物番号814（トイレ 約42平方メートル）
- (3) 工作物：一式（運動場等）



共同使用区域 : 

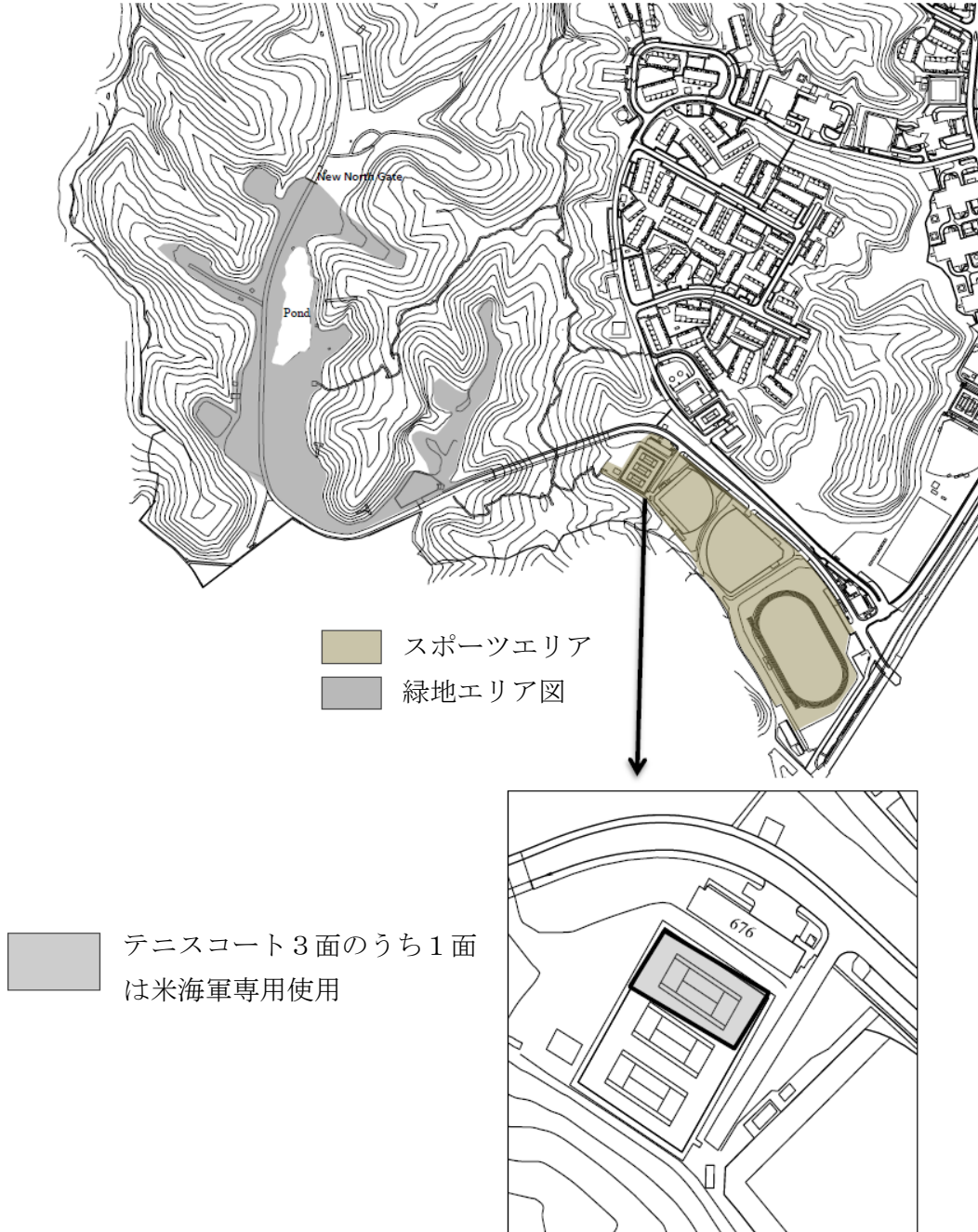
別添（2）

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

スポーツエリア・緑地エリア図



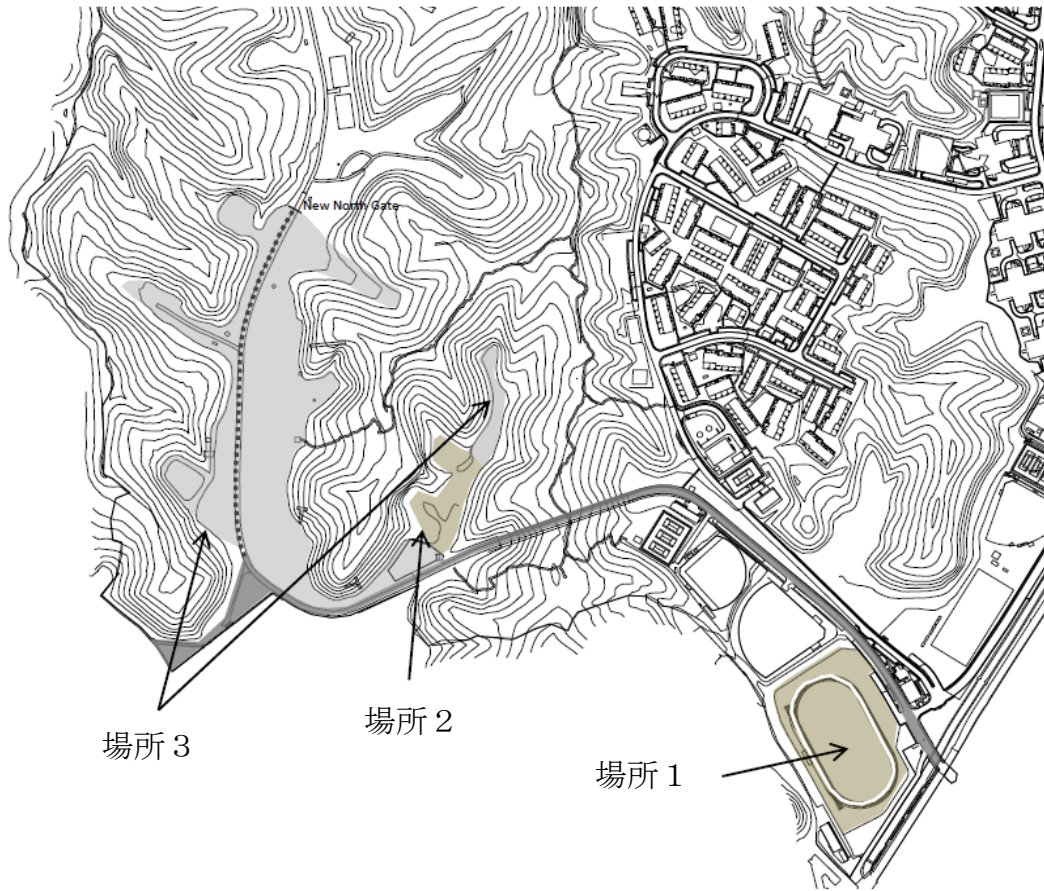
別添(3)

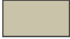



N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

火気使用制限区域・ペット／自転車通行区域図



-  : 場所 1 及び場所 2 火気の使用は禁止されない
-  : 場所 3 2015年秋頃まで横須賀基地が火気の使用可能
-  : 一般市民のペット／自転車通行区域
日米地位協定対象者のペット通行区域
-  : 日米地位協定対象者のペット通行区域

別添(4)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

基地同意ページ

覚書 (N57006-20141124-0006-MOU) は確認され、十分であると見なされた。

(署名済)

2014年11月26日

米海軍大佐 D. T. グレニスター

日付

別添 (5)

N57006-20141124-0006-MOU